

第3回教育委員会会議

令和5年3月14日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第17号

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を
改正する規則案

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園に勤務する教員及び学校事務職員並びに事業担当主事

2 改正の理由

定年の段階的な引き上げに伴い、現行の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ表現を変更する。

3 改正の内容

本規則第2条、第3条及び第9条の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

4 施行期日

令和5年4月1日

議案第17号

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則(平成29年大阪市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第3項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 前条第1項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 前条第1項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るも</p>

<p>割り振るものとする。</p> <p>2 前項の規定による職員の勤務時間の割り振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の割り振りとする。</p> <p>(1) 昼間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午前8時30分から午後5時まで（休憩時間を除く。）。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及び<u>育児短時間勤務職員</u>等については、午前8時30分から午後5時までの範囲内で、校長又は園長（以下「校長」という。）が別に定める。</p> <p>(2) 夜間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午後0時30分から午後9時（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第5項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）にあつては、午後0時45分から午後9時15分）まで（休憩時間を除く。）。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及び<u>育児短時間勤務職員</u>等については、午後0時30分から午後9時（教育職員にあつては、午後0時45分から午後9時15分）までの範囲内で、校長が別に定める。</p> <p>（時間外勤務代休時間の指定）</p> <p>第9条 条例第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指</p>	<p>のとする。</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 昼間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午前8時30分から午後5時まで（休憩時間を除く。）。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及び<u>育児短時間勤務職員</u>等については、午前8時30分から午後5時までの範囲内で、校長又は園長（以下「校長」という。）が別に定める。</p> <p>(2) 夜間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午後0時30分から午後9時（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第5項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）にあつては、午後0時45分から午後9時15分）まで（休憩時間を除く。）。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及び<u>育児短時間勤務職員</u>等については、午後0時30分から午後9時（教育職員にあつては、午後0時45分から午後9時15分）までの範囲内で、校長が別に定める。</p> <p>（時間外勤務代休時間の指定）</p> <p>第9条 [同左]</p>
--	---

<p>定する場合には、同項に規定する勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る給与条例第15条第3項に規定する60時間を超える勤務に係る月における同項の適用を受ける時間（以下「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）第8条の2第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</p>	<p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）第8条の2第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員等</u>が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（短時間勤務の職（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。))は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則第2条第2項、第3条第1項及び第2項第1号並びに第2号、第9条第1項第2号の規定を適用する。